

第21回野生鳥獣写真コンクール募集要領

第1 趣 旨

野生鳥獣保護思想の普及・啓発を図るため、第21回野生鳥獣写真コンクールを実施する。

第2 主 催

山梨県、山梨県造園建設業協同組合（山梨県鳥獣センター）、やまなし野鳥の会（日本野鳥の会・甲府支部）

第3 応募資格

アマチュアに限る。

第4 テ マ

日本国内の野生鳥獣（外来種を除く）の生き生きとした自然な姿を題材としたもの。

第5 応募規定・方法

- (1) 応募写真（以下「作品」と言う。）のサイズは、4切り判（254mm×305mm）とし、1人3点まで応募することができる。
- (2) 作品は、他コンクールやインターネット等において、未発表のものに限る。
- (3) 作品の裏面に、別紙の応募票を貼付すること。
- (4) 作品は、平成30年2月末日までに山梨県鳥獣センターへ持ち込むか、郵送にて受け付ける。
※郵送の場合は当日消印有効

第6 審査の方法

審査は、山梨県および山梨県造園建設業協同組合（山梨県鳥獣センター）が「第21回野生鳥獣写真コンクール審査要領」に基づき審査会を設けて行う。

第7 表 彰

審査により、入賞作品を次のとおり選定する。なお、平成30年5月に開催予定の愛鳥週間関連イベントにおいて表彰する。

①最優秀知事賞	1点（副賞 商品券3万円相当）
②優秀賞	2点（副賞 商品券1万円相当）
③山梨県森林環境部長奨励賞	1点（副賞 商品券5千円相当）
④山梨県造園建設業協同組合理事長賞	1点（副賞 商品券5千円相当）
⑤やまなし野鳥の会・会長賞	1点（副賞 商品券5千円相当）
⑥入選	若干（副賞 商品券2千円相当）

第8 その 他

- (1) 作品は、山梨県鳥獣センターにて平成30年4月中旬から6月中旬まで展示する。
- (2) 入賞作品は、3年間主催者に帰属し、原則として作品の返還はしない。
- (3) 作品の返却希望者は、返信用封筒に宛名を明記し、郵送料相当の切手を貼ったうえ同封すること。
- (4) 野生鳥獣や自然に悪影響を与えていたり、撮影に干渉したいため、審査対象外となる。

第9 応募先

400-0001 山梨県甲府市和田町3004-1 山梨県鳥獣センター
TEL 055-252-9161